

都道府県・市町村に係る事項に係る施行準備状況について

1 各市町村の介護サービス基盤の見込み等のとりまとめについて

(1) 市町村介護保険事業計画策定の基礎となる、各市町村における介護サービス基盤の見込み等のとりまとめについては、都道府県が圏域ごとの施設サービスの調整や、管下全市町村のデータの精査を行った上で、6月末までに厚生省に報告するよう求めていたところ。

- (2) 都道府県が各市町村のデータを精査する際には、次の3点がポイントになる。
- ① 要介護発生率が全国平均（約12%）に比して過大又は過小になっていないかどうか。
 - ② 在宅サービスの基盤整備率の見込み方が適切かどうか。
 - ③ 介護療養型医療施設（療養型病床群）について介護保険適用分と医療保険適用分との区分が適切かどうか。

特に、介護療養型医療施設（療養型病床群）について、介護保険適用部分の利用者数を如何に見込むかという点については、国から見込み方の方針を各都道府県・市町村に提示するとともに、必要な都道府県については、個別に指導・助言を行っているところ。

(3) 都道府県において上記のような圏域調整や精査を必要とするため、厚生省に対する報告が全般的に遅れ気味になっている。現在のところ、近々に中間的なとりまとめを行い、平均保険料額等について公表する予定。また、残りの都道府県分についても、報告が出揃った段階で、速やかに全国の平均保険料額等について公表する予定。

2 要介護認定について

- (1) この6月議会において、大部分の市町村で介護認定審査会設置のための条例を上程し、成立。また、要介護認定を広域的に実施する市町村数は、平成11年5月現在で、全国451地域、2,506市町村（別添1参照）となっており、実に77%の市町村に及んでいる。
- (2) また、要介護認定のコンピューターソフトについても本年7月には全国の市町村に配布できるよう、作業を実施中。7月29日・30日には、都道府県要介護認定担当者全国会議等を開催し、10月に開始される要介護認定事務の実施に向けた各般の指導を行う予定。

3 介護支援専門員について

- (1) 介護サービスの提供に関し介護サービス計画を策定するとともに、要介護認定の訪問調査も担当することとなる介護支援専門員については、昨年秋の実務研修受講試験で全国で91,269名の方が合格。実務研修についても、各都道府県で実施済み。
- (2) 本年度も7月25日に実務研修受講試験を実施予定。介護支援専門員の数が不足しそうな地域を中心に、地域の有資格者に受験を勧奨する等、法の施行へ向けに必要な数の介護支援専門員を確保できるよう対応。現在、各都道府県から約19万件の試験問題に対する注文が寄せられている（昨年約24万件）。

4 指定事業者の指定について

- (1) 介護サービスの提供主体となる各都道府県が実施する指定事業者の指定について、6月から事業者の指定申請の受付を開始し、今月中には最初の指定を実施。
- (2) 国としては、指定事業者の人員、設備及び運営に関する基準を3月末に公布、これらの基準の基本的な考え方についても、4月20日の全国課長会議で提示。各都道府県においては、これを受け、介護サービス事業者に対する説明会を実施。

5 介護保険分野への民間企業の参入について

本年5月末現在において、各都道府県に対し、既に把握している範囲内で、新たに介護保険サービスに参入する企業を10社程度挙げるよう依頼したところ、別添2のとおり（検討中の企業を含む。）。

6 介護保険財政の広域化について

介護保険財政面を含めた広域的運営の実施については、本年3月現在で、全国で59地域、442市町村が決定又は検討中。昨年10月時点の調査での全国27地域252市町村よりもかなり増加しており、これ以後も増加傾向にあるものと考えられるところ。

7 国、都道府県、市町村の連携、制度の周知等について

- (1) 国として、都道府県と連携して市町村の施行準備を支援するとともに、国民に制度について適切に理解していただくことを目的として、厚生省内に「介護保険広報支援センター」を設置（別添3参照）。
- (2) 具体的には、
 - ① 都道府県の要請により、支援が必要な市町村に対して、各都道府県別に市町村支援チームを編成し、個別に説明・指導等を実施。
 - ② 国民に対しては、インターネットやパンフレット等の活用により、制度の普及・啓発活動を実施。
 - ③ 事業者に対しては、介護関連事業者相談チームを編成し、介護関連事業への参入等に関する相談に対応。等を実施し、円滑な施行へ向けての取組みを強化していく。

「介護保険財政の広域化アンケート」結果

	広域連合		一部事務組合		市町村相互財政 安定化事業		合 計	
	地域数	市町村数	地域数	市町村数	地域数	市町村数	地域数	市町村数
広域化の取り組みを決定している地域	17	176	24	151			41	327
広域化の見込み又は広域化の可能性が高い地域			6	40	12	75	18	115
合 計	17	176	30	191	12	75	59	442

平成11年3月に、市町村における介護保険財政の広域化の取り組み状況について各都道府県に対して調査を行ったもの

「要介護認定審査会の設置形態調査」結果

設置形態	機関の共同設置	広域連合	一部事務組合	事務の委託	他	合 計
地域数	252	44	155	—	—	451
市町村数	993	403	1,057	49	4	2,506

平成11年5月に、市町村における介護認定審査会の設置形態を各都道府県に対して調査を行ったもの

都道府県名	介護保険事業へ参入意向のある都道府県内代表的企業名	予定している事業名
埼玉県	エース警備(株) 警備保障 ショーン事務(株) 警備保障 田調広屋(株) 警備保障 末玉陶芸(株) 警備保障 埼玉アライ設計(株) 有東洋システム(株) 朝日管業(株) 東倉産業(株)	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
千葉県	(株) 千葉薬品 (株) ホームヘルスケア (株) アート学館 (株) ニチイ介護サービス (株) 日立メデイコ (株) ベネッセコーポレーション (株) 日本福祉サービス (株) 津久井産業 (株) ヘルシーライフサービス	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
東京都	(株) 第一生命ウェルライフサポート (株) 竹エスパーズプランニング (株) エス女性能力開発研究所 (株) 有女福ふくすエントプライズ (株) 有城南医薬保健協大森薬局 (株) ラックコーポレーション	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
新潟県	(株) 津久井産業(株) 学館 (株) 有北栄一にいがた (株) 有やさしい手越(株) (株) 有セコム上信越サービス (株) 新橋富医科器械(株) (株) 有ハヤシ	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
石川県	(株) ニチイ学館 甲府支店 (株) ジヤパンケアサービス 甲府 (株) 津久井産(株) コーポレーション (株) ベネッセコーポレーション (株) ヤマック(株)	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
福井県	(株) アイビーエージェント(株) (株) 救急サービス 福井支店 (株) ニチイ学館 福井営業所 (株) ヤマック 福井営業所	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援
山梨県	(株) ニヤハ山梨サアル久岡ア (株) 有ハピネスウィットケア (株) 有ピネスイゴキッド (株) 有津久井産業(株) (株) 有島オ	訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援 訪問介護、訪問入浴、通所介護、短期入所、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援

都道府県名	介護保険事業へ参入意向のある都道府県内代表的企業名	予定している事業名
大分県	(株)ニチイ学館	訪問介護、 居宅介護支援
鹿児島県	(株)鹿児島介護24時間センター アメニティハウス24 (株)ニチイ学館 鹿児島支店 ライフケアコーポレーション(有) (有)在宅介護福祉サービス (株)コムスン 鹿児島 (株)さくら医療器具 (株)メイツ 医療工業(株)	訪問介護、 通所介護、短期入所、 福祉用具貸与 訪問介護、 通所介護、 訪問介護、 訪問介護、 訪問介護、訪問入浴、 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与
沖縄県	(株)ケア・サポート沖縄 (有)当銘看護婦家政婦紹介所 (株)琉球補聴器 (有)寿シルバサービス 日本総合整備(株) シルバーヘルプ(株) (有)大田商事	訪問介護 訪問介護 訪問入浴、 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与

(注) 上記に掲載されていない府県については、「公表できる資料はない。」と報告があったところである。

介護保険広報支援センターについて

広報及び各種支援など情報の適切な提供を、一元的・効率的に行う観点から、『介護保険広報支援センター』を設置しました。

【活動内容】

市町村のために

○ 市町村支援チームの編成

都道府県の要請により、支援が必要な市町村に対して、各都道府県別に市町村支援チームを厚生省内で編成し、説明・指導等に伺います。

○ 各自治体へ「介護保険最新情報」をFAXで定期送信

- ・ 最新情報をFAXで、各自治体へ定期的（原則隔週ごと）に、配信します。
- ・ 審議会資料の要点、先駆的取組み事例の紹介、当面の予定などを、配信します。

○ 「市町村厚生行政交流研修事業」（厚生省主催）の拡大

希望する市町村に対し、介護保険に関する直近の情報を伝達します。

国民の皆さんへ

○ 各種広報媒体を活用した普及・啓発活動

1. 政府広報等を積極的に利用
2. 各種広報資料（パンフ、Q&A、ポスター等）の作成
3. イベント（シンポジウム等）の開催

○ インターネットによる介護保険情報の提供

1. 厚生省ホームページでの開設
厚生省ホームページに、「介護保険コーナー」を設置しました。
《ホームページアドレス⇒ <http://www.mhw.go.jp>》
2. WAM-NET（社会福祉・医療事業団）での開設
社会福祉・医療事業団のWAM-NET（社会福祉・医療事業団のホームページ内に設置）を通じて、介護保険制度に関する詳細な情報提供を行っています。
《ホームページアドレス⇒ <http://www.wam.go.jp>》

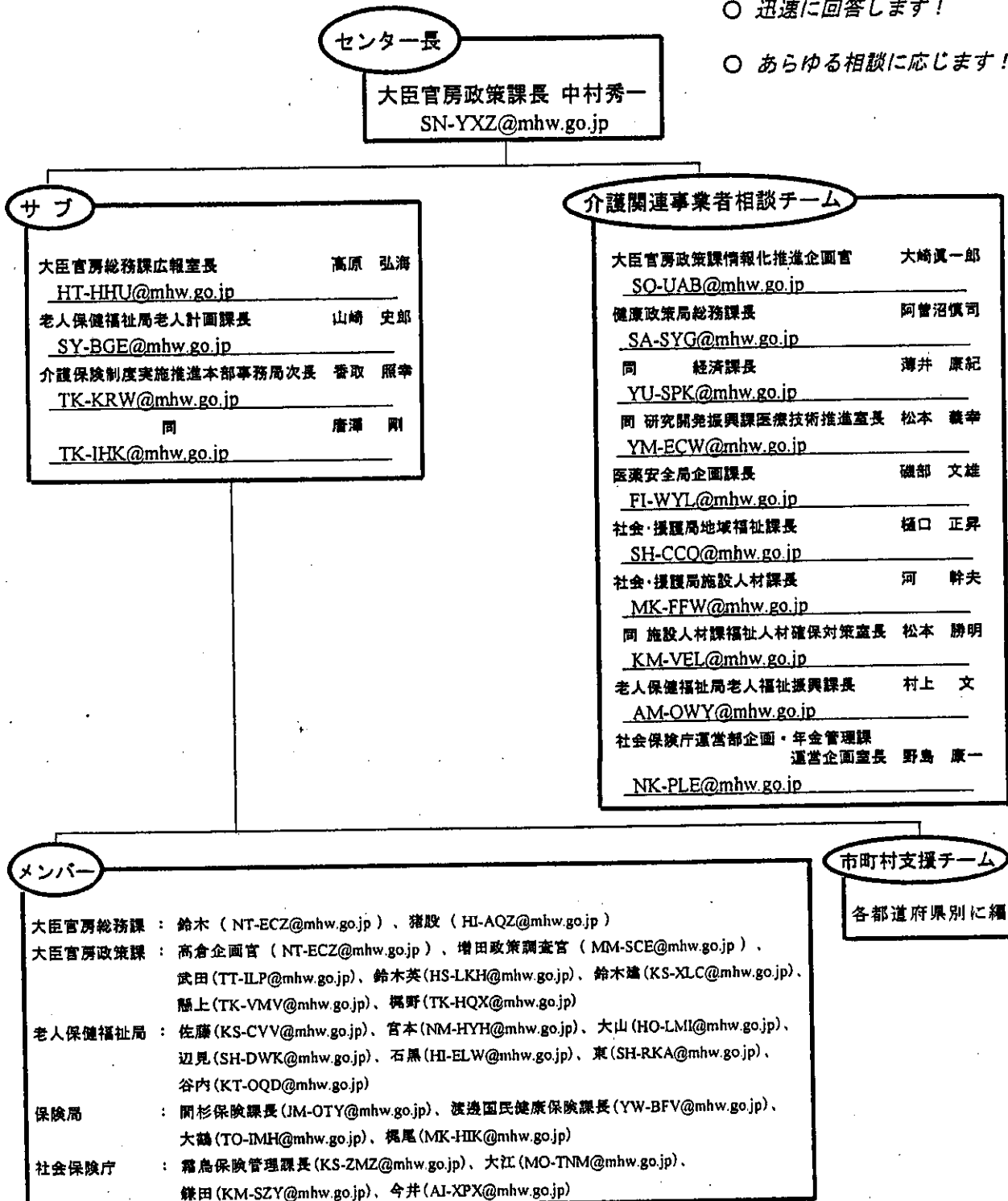
事業者のために

○ 介護関連事業者相談チームの編成

介護関連事業への参入等に関する相談に対応します。

介護保険広報支援センター組織図

- いつでもどこでも対応します!
- 迅速に回答します!
- あらゆる相談に応じます!



上記のどの e-mail にアクセスいただいても、必ず担当者につながり、迅速に回答します。

▽お問い合わせ先

厚生省大臣官房政策課

課長補佐	武田 俊彦
調整係長	梶野 友樹
事務官	田中 太郎

電話 03 (3503) 1711 (代表)
 内線 2255、2244
 fax 03 (3595) 2158